

沿岸広域振興局長告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成28年11月22日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 路線名 久慈岩泉線
- 2 供用開始の区間 久慈市山根町翁沢国有林107林班と小班地先から下閉伊郡岩泉町安家字半城子120番5地先まで
- 3 供用開始の期日 平成28年11月22日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - (2) 期間 平成28年11月22日から同年12月22日まで